

令和6年度における中国地区の下請法の運用状況等について

令和7年6月25日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者4,800名（製造委託等^{（注1）}3,168名、役務委託等^{（注2）}1,632名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者19,236名（製造委託等13,276名、役務委託等5,960名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全 国	中 国	全 国	中 国
令和6年度		90,000	4,800	330,000	19,236
	製造委託等	53,144	3,168	214,316	13,276
	役務委託等	36,856	1,632	115,684	5,960
令和5年度		80,000	4,353	330,000	15,510
	製造委託等	46,900	3,032	199,138	10,076
	役務委託等	33,100	1,321	130,862	5,434
令和4年度		70,000	3,624	300,000	14,104
	製造委託等	37,993	2,273	176,799	9,179
	役務委託等	32,007	1,351	123,201	4,925

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した違反被疑事件は459件（製造委託等325件、役務委託等134件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが456件（製造委託等323件、役務委託等133件）、下請事業者等からの申告によるものが3件（製造委託等2件、役務提供委託1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は468件（製造委託等329件、役務委託等139

件）であり、このうち、467 件（製造委託等 328 件、役務委託等 139 件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が 1 件（役務委託等 1 件）、指導が 466 件（製造委託等 328 件、役務委託等 138 件）である。

なお、勧告事件の概要は別紙 1、指導を行った事件の概要は別紙 2、措置件数の県ごとの内訳は別紙 3 のとおりである。

第 2 表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数				処 理 件 数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措 置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和 6 年度	全国	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
	中国	456	3	0	459	1	466	467	1	468
	製造委託等	全国	5,369	85	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
		中国	323	2	325	0	328	328	1	329
	役務委託等	全国	2,783	34	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
		中国	133	1	134	1	138	139	0	139
令和 5 年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	中国	461	1	0	462	0	466	466	0	466
	製造委託等	全国	5,244	62	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
		中国	323	0	323	0	325	325	0	325
	役務委託等	全国	2,876	50	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
		中国	138	1	139	0	141	141	0	141
令和 4 年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	中国	483	3	0	486	0	484	484	3	487
	製造委託等	全国	5,063	44	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
		中国	338	3	341	0	339	339	2	341
	役務委託等	全国	3,125	35	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
		中国	145	0	145	0	145	145	1	146

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第 3 表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で 756 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 540 件、役務委託等に係るものが 216 件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第 3 条又は第 5 条違反）は 444 件（類型別件数の合計の 58.7%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 318 件、役務委託等に係るものが 126 件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は312件（類型別件数の合計の41.3%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が144件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の46.2%）、②下請代金の減額が75件（同24.0%）、③買ったたきが43件（同13.8%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は222件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が97件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の43.7%）、②下請代金の減額が54件（同24.3%）、③買ったたきが27件（同12.2%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は90件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が47件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の52.2%）、②下請代金の減額が21件（同23.3%）、③買ったたきが16件（同17.8%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反				実 体 規 定 違 反												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	虚偽 報告	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割戻困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757	
	中国	379	65	0	444	2	144	75	0	43	2	4	23	15	4	0	312	756	
	製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
		中国	270	48	0	318	2	97	54	0	27	1	4	21	12	4	0	222	540
	役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
		中国	109	17	0	126	0	47	21	0	16	1	0	2	3	0	0	90	216
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463	
	中国	348	37	0	385	3	219	64	1	42	0	1	16	6	4	0	356	741	
	製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
		中国	250	24	0	274	3	151	54	1	27	0	1	15	6	3	0	261	535
	役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
		中国	98	13	0	111	0	68	10	0	15	0	0	1	0	1	0	95	206
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629	
	中国	375	49	0	424	2	229	96	3	47	0	2	18	9	0	0	406	830	
	製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
		中国	271	35	0	306	2	157	66	3	31	0	2	18	8	0	0	287	593
	役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
		中国	104	14	0	118	0	72	30	0	16	0	0	0	1	0	0	119	237

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和6年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者10名^(注1)から、下請事業者269名^(注1)に対し、総額799万円相当^(注2)の原状回復が行われた。

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。以下同じ。

(注2) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者2名から、下請事業者28名に対し、417万円の利益提供分の金銭が返還された（第4表参照）。

第4表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
	中国	2名	28名	417万円
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	中国	—	—	—
令和4年度	全国	9名	140名	1865万円
	中国	—	—	—

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者5名から、下請事業者195名に対し、360万円の遅延利息が支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	65名	1,411名	5,678万円
	中国	5名	195名	360万円
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	中国	1名	7名	94万円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	中国	2名	61名	11万円

ウ 下請代金の減額事件においては、親事業者2名から、下請事業者37名に対し、17万円の減額分が返還された（第6表参照）。

第6表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	中国	2名	37名	17万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	中国	—	—	—
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	中国	6名	89名	7億3875万円

エ 有償支給原材料等の対価の早期決済事件においては、親事業者1名から、下請事業者9名に対し、3万円の不利益分が返還された（第7表参照）。

第7表 有償支給原材料等の対価の早期決済事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	2名	10名	3万円
	中国	1名	9名	3万円
令和5年度	全国	2名	2名	1万円
	中国	—	—	—
令和4年度	全国	1名	1名	1万円
	中国	—	—	—

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和6年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和6年度においては、中国支所では5回の講習会を実施し、そのうち、広島県、岡山県及び山口県の3県では中国経済産業局と共同で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和6年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和6年度においては、中国支所では658件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和6年度における中国支所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は14名である。

令和6年度においては、8月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和6年度においては、中国支所では事業者団体等へ12回の出講を実施した。

令和6年度における勧告事件（1件）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
冠婚葬祭式の施行業 (R7.3.6 勧告)	(株)日本セレモニーは、次の行為を行っていた。 ① (株)日本セレモニーは、令和4年9月から令和5年12月までの間、おせち料理及びディナーショーチケット（以下「おせち料理等」という。）を販売するに当たり、あらかじめ、従業員の所属部署、役職又は冠婚葬祭式場等ごとに販売目標数量を定め、販売活動を行っていた。 ② (株)日本セレモニーは、前記①の販売目標数量を達成するため、下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、下請事業者に対し、下請事業者との取引に係る交渉等を行う発注担当者等から、おせち料理等の購入を要請し、また、当該要請を断るなどした一部の下請事業者に対しては、再度購入を要請していた。 ③ 下請事業者は、前記②の要請を受け入れて、おせち料理等を購入した。 前記③の購入させた金額は、下請事業者23名に対し、総額272万円である。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)

令和6年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- ① 運送業務を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② プライベートブランド商品の製造を下請事業者へ委託しているB社は、毎月末日納品締切、翌々月末日支払等の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- ① 建築材料等の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ② プライベートブランド商品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料として、実際に支払う振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

3 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）

- ① 運送業務を下請事業者へ委託しているE社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。
- ② 自動車用部品等の製造を下請事業者へ委託しているF社は、量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、下請代金の見直しを行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

4 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

- 自動車用部品等の製造を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているところ、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。

5 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

- 自動車用部品等の製造を下請事業者へ委託しているH社は、自社が所有する自動車用部品の金型を下請事業者へ貸与しているところ、当該金型を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者へ当該金型を無償で保管させていた。

措置件数の県ごとの内訳

[単位：件]

年 度	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	中国地区合計
令和6年度	36	43	114	204	70	467
令和5年度	28	44	133	189	72	466
令和4年度	42	42	116	212	72	484

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。